

特別支援教育理解・啓発資料<Ⅱ>

# 一人一人の理解と 支援のために

— 校内支援体制の整備に向けて —



平成19年3月

沖縄県教育委員会

# 特別支援教育体制における支援体制

## 幼稚園，小学校，中学校，高等学校

児童生徒の学習や  
行動上の困難さへ  
の気づき → P 2 参照

担任による個別対応  
→ P 3 参照

上手くいったら  
↓  
指導を継続

上手くいかない

担任・保護者の要請

校内支援体制について → P 6 参照

校内委員会を中心とした校内支援体制により適切な指導・支援

相談

総合教育センター  
特別支援教育課

連携

教育事務所（県内 6 カ所）

- 専門家チーム
- 巡回アドバイザー

相談・支援

特別支援学校

連携

関係機関との連携 → P 8 参照

医療・福祉・保健・労働関係

# 学習の困難さや行動面での気づき

子ども達に、  
次のような気がかりな様子が見られたら



通常の学級には、上記のように学習に困難のある子ども達や行動の自己コントロールが難しい子ども達、対人関係や集団活動に問題をもちやすい子ども達など、自分の力だけでは解決が難しい様々な悩みや課題を持った子ども達があります。

その中には、**軽度発達障害**と呼ばれる、**学習障害**（LD）、**注意欠陥多動性障害**（ADHD）、**高機能自閉症等**の子ども達が含まれています。これらの子ども達は、特別な支援を必要とする子ども達なのです。

## 留意すること

- 低学年の場合は、幼さから上記のような様子が現れることが十分に考えられるので、長いスパンで様子を見ていくことも必要となります。
- 上記のような行動の傾向の有無について、判断できない場合は、担任一人で悩まず、関係機関等を活用します。→関係機関等との連携（P 8 参照）
- 軽度発達障害の疑いの判断は、医療等の関係機関が、十分な判断資料に基づいて行います。しかし、障害名をつけることがねらいではありません。

# LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と対応

## LDの特徴と対応

LD（学習障害）の子ども達は、全般的な知的発達に遅れはみられないが、学習における基礎的能力の、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」ことを習得し、使用することについて一つないし複数の著しい困難を示す場合があります。

学習障害により困難を示す領域は以下のとおりです。

- ① 聞く能力：他人の話をもとに正しく聞き取って、理解すること。
- ② 話す能力：伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。
- ③ 読む能力：文章を正確に読み、理解すること。
- ④ 書く能力：文字を正確に書くこと。道筋立てて文章を作成すること。
- ⑤ 計算する能力：暗算や筆算をすること。数の概念を理解すること。
- ⑥ 推論する能力：事実を基に結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。



## 次のような支援と対応が求められます

### ◎「読む」ことに課題がある場合は

- 読む箇所を指でなぞる。定規を利用する。
- 蛍光ペンやマスキングシートを利用する。等

### ◎「書く」ことに課題がある場合は

- ノートの罫線や升目の使い方を工夫する。
- 単語の穴埋め等の出題の工夫や文字カードの活用。等

### ◎「計算」することに課題がある場合は

- 具体物やタイルを提示しながら量をイメージさせる
- 電卓やパソコン等を活用する。等

## ADHDの特徴と対応

**注意欠陥多動性障害**（ADHD：Attention Deficit/hyperactivity disorder）とは、年齢あるいは発達に釣り合いの悪い注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態をいいます。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。

注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。一定程度の不注意、又は衝動性・多動性は、発達段階の途上においては、どの子ども達においても現れ得るものです。しかし、注意欠陥多動性障害は、以下のような不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を示します。

### (1) 不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること。

### (2) 衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、他人の行動をさえぎったりしてしまうこと。

### (3) 多動性

じっとしていることができず、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であることから、過度に手足を動かしたり、話したりすること。

## 次のような支援と対応が求められます

- ◎課題となる行動の出現の傾向や、時間・場などの共通性を把握する。
- ◎叱責よりはできたことを見つけて褒める。
- ◎自信回復や自尊心(自己有能感)の回復を図る。
- ◎課題となる行動に対して、子どもと解決のための約束を決め、自力でできることと支援が必要な内容を明確にする。
- ◎刺激の少ない学習環境(座席の位置など)を工夫する。 等

## 高機能自閉症等の特徴と対応

次のような特徴が多く見られる場合には、教育的、心理学的、医学的な観点からの詳細な調査が必要です。

- ① 人への反応やかかわりの乏しさ、社会的関係形成の困難さに関すること
- ② 言葉の発達の遅れに関すること
- ③ 興味や関心が狭く特定のものへのこだわりに関すること
  - ◆目と目で見つめ合う、身振りなどの多彩な非言語的な行動が困難。
  - ◆同年齢の仲間関係をつくることが困難。
  - ◆話し言葉の遅れがあり、身振りなどにより補おうとしない。
  - ◆他人と会話を開始し継続する能力に明らかな困難性がある。
  - ◆強いこだわりがあり、限定された興味のあるものだけに熱中する。
  - ◆特定の習慣や手順にかたくなにこだわる。

### 日常生活で見られる高機能自閉症における具体例

- 友人と仲良くしたいという気持ちはあるけれど、友人関係をうまく築けない。
- 球技やゲームをする時、仲間と協力してプレーすることが難しい。
- いろいろな事を話すか、その時の状況や相手の感情や立場を理解しない。
- 空想の世界で遊ぶことがあり、現実との切り替えが難しい場合がある。
- 特定の分野の知識が豊富だが、丸暗記で、意味をきちんと理解していない。
- とても得意なことがある一方で、極端に苦手なものがある。
- 自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる。

高機能自閉症の診断は、医療機関で行うものです。上記のような特徴に気づいた時には、専門機関等と連携し、適切な支援を行うことが必要です。

## 次のような支援と対応が求められます

- ◎図形や文字による視覚的情報の理解能力が優れていることを活用する。
- ◎学習環境を本人に分かりやすく整理し提示する等の構造化をする。
- ◎問題行動への対応では、問題行動は表現方法のひとつとして理解し、それを別の方法で表現することを教える。
- ◎情報の受け入れ方や心情の理解などにおいて、障害の特性を踏まえた対応をする。 等

# 特別支援教育とは？

これまでの「特殊教育」は、障害のある子ども達に対して「特別の場で、特別の先生が、特別の指導をする」ことを基本としてきました。

これからの「特別支援教育」は、通常の学級に在籍する障害のある子ども達（軽度発達障害等）を含めて、子ども達一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことを基本としています。


また、特別支援教育を円滑に推進していくために、子ども達に関わる全ての人々が、連携しながら、それぞれの場で指導していくことを求めています。

そのためには、「関係する人々がチームを組んで取り組むこと」が不可欠になります。

## 1 校内委員会の設置

### 校内委員会の具体的な役割

- ①研修会等の実施による教職員の理解促進
- ②特別な教育的支援を必要とする子ども達の実態把握
  - ◎支援を必要とする子ども達への気づき
  - ◎支援を必要とする子ども達の教育的ニーズの把握
- ③保護者や関係機関との連携
- ④ケース会議の開催
  - ◎個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、評価、加除修正等
- ⑤子ども達への具体的支援
  - ◎学級担任の指導に対する支援
  - ◎TTによる指導の実施
  - ◎個別指導を行う場合の支援



チェックリスト、  
心理検査等の活用

「いつ」「何処で」「誰が」「なにを」  
「どのように」支援するか具体的に決めて、  
個別の指導計画等を作成することで  
共通理解が可能となります。

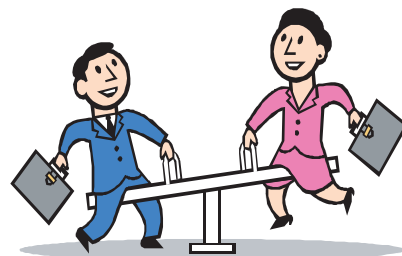
## 2 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターとは校内の教職員同士の連携を円滑にし、

- ① 校内支援体制の整備、校内の関係者の連絡調整を行います。
- ② 関係機関や保護者との連絡調整を行います。

等のように、児童生徒への支援を効果的に推進するキーパーソンです。

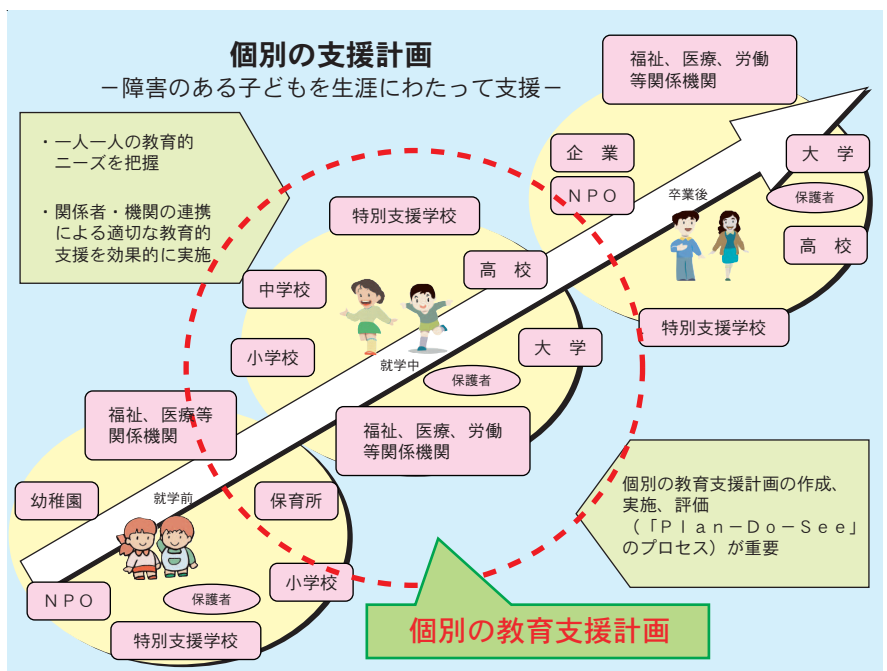
※ 校内委員会や特別支援教育コーディネーターについては、文部科学省のガイドライン等に詳しく掲載されています。



### 3 個別の教育支援計画、個別の指導計画とは

障害のある子ども達に関わる様々な支援者（教育・医療・福祉・労働等の関係者、保護者など）が、子ども達の障害の状態像にかかわる情報を共有化し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などについて示した計画になります。

本人・保護者の実態やニーズをもとに、担任や特別支援教育コーディネーターで原案を作成し、関係者・機関との協議を経て策定されます。



#### 個別の教育支援計画に盛り込む内容

- ①子どもの実態に関する情報
- ②子どもや保護者の願い（ニーズ）や課題等
- ③支援目標と内容の要点
- ④関係機関の支援内容
- ⑤評価
- ⑥引継ぎ等

#### ◇個別の指導計画とは◇

教育課程に沿った学校教育活動において、個別の教育支援計画に示された特別な教育的支援を必要とする子ども達のニーズや、校内外のリソース（資源）を明らかにして、望ましい支援を行うための具体的な計画です。

担任が中心となって作成しますが、専門機関からのアドバイスを得ながら、校内委員会の責任で作成することが必要です。

※個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式、作成の手順・内容等は、文部科学省のガイドラインや、書籍、文献、Web上に様々な資料が掲載されているので、参考にして作成・活用につなげてください。





# 利用できる福祉機関

## 市町村における相談支援事業

各市町村の福祉担当課では、障害者自立支援法によって、障害のある子ども達に対する各種福祉サービス提供の援助、調整等を行う「相談支援事業」※が実施されています。そのコーディネーターを担う「相談支援専門員」が位置づけられ、困ったことがあればいつでも相談できる取り組みです。（詳細は、市町村役所担当課へお問い合わせください）

※これまで、県が実施していた「障害児（者）地域療育等支援事業」が、障害者自立支援法によって市町村単位で実施されることになりました。

## 発達障害者支援センター

「発達障害者支援センター」は、平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」によって、各都道府県に設置され、発達障害者（児）及びその家族等への支援を行う役割を担っています。

沖縄県では、平成19年2月に、うるま市にオープンし、社会福祉士、臨床心理士、保育士等の専門資格を持つ専任職員が配置されています。

## 沖縄県発達障害者支援センター

〒904-2205 うるま市栄野比939（社会福祉法人 緑和会）

TEL（相談専用）098-972-5630，（問い合わせ）098-972-5515

FAX 098-972-6029（土・日・祝祭日休み 予約があれば土日祝日可）

対象：自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある方とその家族、また支援者や関係機関等

サービス内容：

- ① 相談支援：日常生活での悩みに対する相談、福祉サービスの情報提供  
他機関への紹介（就労、教育、医療、保健、福祉等）
- ② 発達支援：家庭での発達に関する指導、助言、情報提供
- ③ 就労支援：就労に関する情報提供、関係機関との連携
- ④ 普及・啓発研修事業：県民対象の講演会、教師等向けの研修会の開催

# 利用できる医療機関

校内での支援を推進していく中で、どうしても医療機関からの援助、助言が必要な場合に医療機関を利用することが求められます。保護者とも十分に教育相談を続けていく中で、教育相談からの助言を受けながら医療機関の利用を考える必要があります。

## 【北部】

### ●名護療育園（社会福祉法人五和会）

〒905-0006 名護市字宇茂佐1765

TEL 0980-52-0957 （土・日・祝祭日休診）

## 【中部】

### ●ファミリー・メンタルクリニック

〒904-2143 沖縄市知花6-40-3

TEL 098-939-5561 要予約（木・日・祝祭日休診）

### ●沖縄小児発達センター

〒904-2173 沖縄市比屋根629

TEL 098-932-6077 要予約（金・土・日・祝祭日休診）

### ●いずみ病院

〒904-2205 うるま市栄野比安1150

TEL 098-972-7788 要予約（日・祝祭日休診）

### ●琉球大学医学部附属病院 精神科神経科 児童・思春期外来

〒903-0215 西原町字上原207番地

TEL 098-895-3331 （月曜日のみ外来受付）

## 【南部】

### ●県立南部医療センター・こども医療センター こころの診療科

〒901-1193 南風原町字新川118番地の1

TEL 098-888-0123（代表） 完全予約制（火・木・土・日・祝祭日休診）

### ●たかえすクリニック

〒900-0004 那覇市銘苅180-3 あーとびる2F

TEL 098-862-7422 完全予約制（水・日・祝祭日休診）

## その他の関係機関

### 【NPO】

#### ●NPOぺあ・さぽーと

(相談支援, ソーシャルスキルトレーニング, ペアレント・トレーニング, 啓発活動等)

TEL 098-939-9552 090-9478-2987

### 【大学】

#### ●琉球大学教育学部附属障害児教育実践センター

〒903-0213 西原町千原1

TEL 098-895-8421

## 二次的障害を起こさないために

これまで、軽度発達障害のある子ども達は、無理解からくる叱責や注意をたくさん受けていることがあります。子ども達は、そのたびに自信を失い、自己評価が下がることにより、「やる気のなさ(無気力)」「不登校」「暴力・暴言」などの二次的障害に陥ってしまう場合があります。

この二次的障害を起こさないためにも、特別支援教育の整備が急がれます。

子ども達一人一人の特性を理解し、教育的ニーズを適切に受け止めていくことで、子ども達は自己有能感を高め、一つ一つの課題を改善、克服していけるのです。

特別支援教育は、特別な支援を必要とする子ども達の笑顔を守っていく教育活動でもあるのです。

発行

**沖縄県教育委員会** (県立学校教育課 特別支援教育班)

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL 098-866-2715 FAX 098-866-2718